**鹿児島県読書バリアフリー計画**

（鹿児島県視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画）

令和６年３月



　 鹿児島県

**もくじ**

**Ⅰ**

**はじめに**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

１

　計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

　２

　計画の目的及び位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

　３

　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

　４

　計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

　５

　視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る意義と課題・・・・・・・・・・　２

**Ⅱ**

**基本的な方針**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

１

　アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供・・　３

２

　アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上・・・・・・・・・・・・・・・　４

３

　視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮・・・・・・・・・・・・・・　５

**Ⅲ**

**施策の方向性**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

１

　視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第９条関係）・・・・　５

２

　インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第10条関係）・・・・　８

　３

　特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第11条関係）・・・・・・・・・　９

　４

　端末機器等及びこれに関する情報の入手支援，情報通信技術の習得支援

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（第14条・第15条関係）・・　９

　５

　製作人材・図書館サービスの人材の育成等（第17条関係）・・・・・・・・　11

**Ⅳ**

**おわりに**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

**Ⅴ**

**具体的な指標**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

**Ⅵ　用語集**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

〈資料〉

　・　鹿児島県読書バリアフリー計画【概要版】

**Ⅰ**

**はじめに**

　１

計画策定の背景と趣旨

　　　令和元年６月21日，議員立法により「視覚障害者等の読書環境の整備の

推進に関する法律」（令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。）が成立し，同月28日に公布・施行されました。

地方公共団体は，読書バリアフリー法第５条において，同法第３条の基本　　理念にのっとり，国との連携を図りつつ，その地域の実情を踏まえ，視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し，及び実施する責務を有します。また，同法第８条第１項において，国の基本計画「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（令和２年７月文部科学省，厚生労働省）を勘案して，地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ，当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう求められています。

　　　そこで，視覚障害者等の読書環境の整備を推進するための計画を策定し，全ての県民が等しく読書を通じて文字・活字文化のけいたくを享受することができる社会の実現に向け取り組んでいきます。

　２

計画の目的及び位置付け

　　①

目的

　　　　本計画は，視覚障害者等の読書環境の整備を通して，障害の有無に関わらず，県民が等しく，文字・活字文化のけいたくを享受することができる社会の実現に寄与することを目的とするものです。本計画のもと，視覚障害者等の読書バリアフリー環境を実現する施策を推進し，障害者の社会参画の更なる推進と，共生社会の実現を目指します。

　　②

位置付け

　　　　本計画は，読書バリアフリー法第８条第１項に基づき，鹿児島県における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画として位置付けます。

　３

計画の期間

　　　本計画は，令和６年度から令和９年度までを対象とします。計画の策定後　　は，対象とする人のニーズや要望，時代や情勢の変化に対応するため，定期的に進捗状況を把握・評価し，必要に応じて施策の見直しを行います。

　４

計画の対象

　　　本計画の対象は，読書バリアフリー法第２条第１項において定義されている視覚障害者等（視覚障害者，どくじに困難がある発達障害者，寝たきりや

じょうしに障害がある等の理由により，書籍を持つことやページをめくることが難しい，あるいは眼球使用が困難である身体障害者等）とします。

　　　なお，障害者手帳の所持の有無は問わず，また視力の低下等で文字が読みづらくなった高齢者等も対象とします。

　　　読書環境の整備に当たっては，視覚障害者等以外の読書や図書館の利用に　　困難を伴うかたへも配慮します。

　５

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る意義と課題

　　　読書は，乳幼児・青少年期，成人期，高齢期のいっ生涯にわたって，個人の　　学びや成長を支えるものであり，教養や娯楽を得る手段のみならず，教育や就労を支える重要な活動であります。特に，学校教育段階においては，教科書以外にも，副読本，参考書，資料集，学術論文等が，学習や教育・研究に関連する活動の支えとなります。また，中等教育機関，高等教育機関及び職業教育機関への選抜試験の受験，進学や，資格取得のほか，就職活動，職業生活等の人生のあらゆる段階において，書籍を通じて専門的知識を得ることが不可欠です。

　　　鹿児島県立図書館及び県立あまみ図書館（以下，県立図書館という。）では，　　点字図書，拡大図書，ＬＬブック，デイジー図書等，視覚障害者等が利用しやすい書籍や電子書籍等（以下「アクセシブルな書籍」及び「アクセシブルな電子書籍等」という。）を置いたり，拡大読書器を設置したりするなど，障害者が必要とするサービス（以下「サービス」という。）の普及や読書環境の整備に努めています。また，鹿児島県視聴覚障害者情報センター（以下，「情報センター」という。）では，点字図書及び録音図書等の製作・貸出や製作した図書データのサピエ図書館への提供，図書製作に携わるボランティアの養成，視覚障害者等が必要とするサービスの提供に取り組んでいます。

しかしながら，本県においては視覚障害者等が利用しやすい書籍等が，いまだ十分に普及しているとは言えず，全ての県民が等しく文字・活字文化のけいたくを享受することができる状況にはなっていません。併せて，関係機関が実施している取組が十分に周知されていないことから，サービスが十分に行き届いていない状況があります。

**Ⅱ**

**基本的な方針**

　１

アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

市場で流通している電子書籍等が少なかった時代には，著作権法第37条第１項に基づき製作された点字図書や，同条第３項に基づき障害者施設，図書館，一定の要件を満たすボランティア団体等が権利者の許諾なく製作できる録音図書，拡大図書等の書籍が，視覚障害者等の読書環境を支える中心となってきました。

　　　今後は，それらに加え，市場で流通する電子書籍等と，著作権法第37条第　　３項に基づき製作される電子書籍等をくるまの両輪として，両面から取組を進め，アクセシブルな電子書籍等の普及を図る時代となっています。

　　　併せて，アクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器等を視覚　　障害者等がより円滑に使える環境を整備することも必要です。

　　　また，障害の状況によって端末機器等を使えない場合や，紙や布といった　　現物の書籍が必要とされる場面・ニーズもあるため，引き続きアクセシブル　　な書籍の提供を継続するための取組も必要です。さらに，書籍利用のための　　アクセシビリティのみならず，書籍の入手や利用に係るアクセシビリティの　　改善・向上にも併せて取り組む必要があります。

　２

アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上

　　　利用者の視点からは，アクセシブルな書籍等の「量的拡充」及び

「質の向上」の両方のニーズがあります。

　　　「量的拡充」については，今後のアクセシブルな書籍等のニーズの拡大に　　対応するため，公立図書館（県立図書館及び市町村りつ図書館のことをいう。），情報センター，大学及び高等専門学校の附属図書館，学校図書館において，各々の果たすべき役割に応じ，アクセシブルな書籍等を充実させることが重要です。また，アクセシブルな書籍等を県内の視覚障害者等に届けるため，県内の図書館ネットワークを活用するとともに，サピエ図書館等の全国的なネットワークを利用して，製作されたアクセシブルな書籍等の共有と提供を図ることが重要です。

　　　「質の向上」については，書籍等の製作手順や仕様等について，製作に従事するかたの研修が必要です。

　　　また，「量的拡充」及び「質の向上」のいずれにおいても，これまでに製作　　　　　　された書籍等について，書籍・電子書籍等の形態を問わずアクセシブルなものにすることが効果的です。

　　　なお，書籍等のコンテンツや用途によって，「せいかく性」が求められる場合，「速報性」が求められる場合など様々であり，双方の観点のバランスをとりながら進めていくことが必要です。

　３

視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

　　　視覚障害者等の障害の種類及び程度によって，アクセシブルといえる書籍　　等の提供媒体及び利用方法は異なります。このため，読書環境の整備を進めるに当たっては，個々の障害に対応したニーズを的確に把握し，障害の特性に応じた適切な形態の書籍等を用意することが必要です。

　　　なお，視覚障害者等が，著作権法第37条第１項又は第３項本文の規定により製作されるアクセシブルな書籍及び同条第２項又は第３項本文の規定により製作されるアクセシブルな電子書籍等の利用を希望する場合，これらの書籍等を視覚障害者等の利用に供する機関においては，障害者手帳や医学的診断基準に基づく診断書の有無に限ることなく，他の根拠資料を用いるなど，柔軟な対応により障害等の確認を行うことが大切です。

**Ⅲ**

**施策の方向性**

　１

　視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第９条関係）

|  |
| --- |
| 【基本的考え方】  　公立図書館，大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）について，情報センターとも連携して，アクセシブルな書籍等の充実，アクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制整備を図ります。  また，情報センターについては，アクセシブルな書籍等の充実，公立図書館等に対する利用に関する情報提供，視覚障害者による十分かつ円滑な利用の促進を図ります。 |

　　①

アクセシブルな書籍等の充実

　　　ア

　県立図書館は，県内の市町村及び関係機関の実情に配慮しながら，情　　　　報センター，市町村りつ図書館と連携し，アクセシブルな書籍等の充実や相互利用に努めます。

　　　イ

　情報センターが，今まで培ってきたノウハウを生かし，引き続き障害　　　　の種類及び程度に応じたアクセシブルな書籍等の充実に努めます。また，製作した点字図書や音やく図書等のデータをサピエ図書館へ提供し，アクセシブルな書籍等が全国的に利用できるネットワークの充実に寄与します。

　　②

円滑な利用のための支援の充実

　　　ア

　公立図書館において，各館の特性や利用者のニーズ等に応じた施設の　　　　バリアフリー化，アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置・拡充や読書支援機器等の整備，ピクトグラムやＵＤフォントを使った分かりやすい表示の整備に努めます。また，インターネットを活用した広報・情報提供体制の充実及び障害者サービスの充実を図る取組を促進します。

　　　イ

　学校における学校図書館を活用した支援を充実するため，設置者である各教育委員会等に対し，司書教諭・学校司書の配置の重要性について周知するとともに，司書教諭をはじめ

学級担任やつう級の担当者，特別支援教育コーディネーター等の教員間の連携の重要性について周知するなどして支援体制の整備を図ります。

　　　ウ

インクルーシブ教育システムの理念に基づいて，全ての教育機関において，読書環境を整備することが重要であり，以下の取組を推進します。

・　情報センター及び公立図書館と学校図書館の連携を図り，視覚障害　　　　　等のある児童生徒を支援するための取組を進めます。

・　県及び市町村教育委員会を通して，視覚障害等のある児童生徒が

生涯学習の場である図書館の利用について学ぶ機会を設けることの重要性及び具体的な利用方法について周知を図ります。

エ

　大学図書館等は，著作権法施行令（昭和45年政令第335号）において視覚障害者等のための複製が認められる者として位置付けられていることから，大学等の図書館と学内の障害学生支援担当部局等の関係部局との情報共有を促進し，相互の連携強化に努めます。

　　　オ

　情報センターは，公立図書館との連携を図り，視覚障害者等に対し，　　　　様々なアクセシブルな書籍等による読書の機会を提供するとともに，点字・録音図書等の郵送サービスを含む地域の視覚障害者等に対するアクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援を実施します。

　　　カ

　情報センターが担ってきた点やく・音やく図書の製作やアクセシブルな書籍等の利用に関する情報提供などの機能は，視覚障害者以外の視覚による表現の認識が困難なかたの読書環境の整備の推進に役立つものであることから，公立図書館に対し，情報センターのそれらの機能について情報提供を行います。また，情報センターの利用対象者の範囲について，アクセシブルな書籍等を必要とするかたが利用できるよう制度面を含め，受入環境の整備及びアクセシブルな書籍等の充実について検討します。

　２

インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第10条関係）

|  |
| --- |
| 【基本的考え方】  　国立国会図書館やサピエ図書館が実施しているインターネットを利用したサービスの提供について周知を行い，アクセシブルな書籍等の十分かつ円滑な利用を促進します。  　また，公立図書館等に対し，国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの活用についての情報提供を行います。 |

　　①

国立国会図書館の視覚障害者等用データやサピエ図書館の十分な活用を　　　図るため，視覚障害者だけでなく視覚による表現の認識が困難なかたも利用できることも含め，情報センター及び県立図書館を中心に関係機関・団体間の連携等を通してこれらシステムの周知を図ります。

　　②

情報センターと県立図書館との連携を図り，国立国会図書館や

サピエ図書館のサービスについての周知や連携に必要な情報提供を，司書や職員を対象とした研修会の開催やリーフレットの作成等を通じて行い，多くの視覚障害者等が視覚障害者等用データの送信サービスやサピエ図書館を利用できるよう努めます。

　　③

県立図書館は，障害者サービスを推進するため，関係職員への情報提供や研修の実施に努めます。

　３

特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第11条関係）

|  |
| --- |
| 【基本的考え方】  　特定書籍・特定電子書籍等の製作支援や質の向上を図るための取組に対する支援を行います。 |

情報センターは，アクセシブルな書籍等の充実や質の向上を図るため，

製作された書籍等に関する情報や製作手順等の共有を図ります。

　４

端末機器等及びこれに関する情報の入手支援，情報通信技術の習得支援

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（第14条・第15条関係）

|  |
| --- |
| 【基本的考え方】  　アクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器等，これに関する情報及びこれを利用するのに必要な情報通信技術について視覚障害者等が入手及び習得するため，必要な支援を行います。 |

①

視覚障害者等によるアクセシブルな書籍等の利用を促進するため，

端末機器等の利用に当たり，必要な支援を提供できるよう以下の取組を

推進します。

・　情報センターと公立図書館等が連携し，視覚障害者等に対して，

様々な読書媒体の紹介やそれらを利用するための端末機器等の情報入手に関する支援を行います。

なお，読書こんなんしゃの読書を支援する拡大読書器，ルーペ等の拡大補助具，点字ディスプレイ，デイジープレイヤー等の機器について，個々の状態に応じた活用に留意します。

・　情報センターと公立図書館等が連携し，サピエ図書館及び

国立国会図書館の視覚障害者等用データの送信サービス等にかかる，

パソコン，タブレット，スマートフォン等を用いた利用方法に関する

相談及び習得支援を行います。

　　②

上記の取組を推進するため，情報センターと公立図書館等が連携し，

視覚障害者等が身近な地域において端末機器等の利用に係る講習会等の支援を受けることが可能となるよう公立図書館等の職員等に対する研修を実施します。

　　③

　小・ちゅう・高等学校，特別支援学校の学習指導要領において，

「情報活用能力の育成を図るため，各学校において，コンピュータや

情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え，これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」と規定しており，また，現在，学校におけるＩＣＴ環境整備が進められていることも踏まえ，

県教育委員会が中心となって，各市町村教育委員会の指導主事等に対して

その趣旨を説明する等，その周知を図ります。

　５

製作人材・図書館サービスの人材の育成等（第17条関係）

|  |
| --- |
| 【基本的考え方】  　特定書籍・特定電子書籍等の製作及びアクセシブルな書籍等の利用のための支援に関する人材について，これらの養成，資質の向上及び確保に係る支援を行い，円滑な利用を促進します。  　また，公立図書館等において，アクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援の充実のため，司書及び司書補（「司書等」という。）を対象として研修及び養成において，視覚障害者等に対する図書館サービスについて取り上げ，司書等の資質の向上を図ります。 |

　　①

　司書，司書教諭・学校司書，職員等の資質向上

公立図書館等は，司書等，司書教諭及び学校司書並びに職員，ボランティア及び図書館協力者を対象に，障害者サービスに関する内容を理解し，支援方法を習得するための研修や，読書支援機器の使用方法に習熟するための研修等を実施し，資質の向上を図ります。

また，公立図書館においては，障害者当事者で

ピアサポートができる司書等及び職員等の育成や環境の整備を行います。

　　②

　点やく者・音やく者，アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成

　　　ア

情報センターは，ボランティア団体等における点やく，音やく，

アクセシブルな電子データ製作等に携わる人材について，

製作基準の共有やノウハウ等の習得に係る研修を実施し，

質の向上を推進します。

　　　イ

　点やくや音やく，アクセシブルな電子データ製作に携わる人材の不足が課題となっており，この分野における人材の確保が必要となっています。このため，情報センター及び公立図書館と市町村関係課が連携して，人材の募集や養成，活動支援等に計画的に取り組みます。

　　　　　なお，製作人材の確保に関しては，様々な方策を関係者間で検討して　　　　いきます。

**Ⅳ**

**おわりに**

本計画は，障害の有無に関わらず，全ての県民が等しく読書にしたしめるような環境を整備するため，当面の取組の方向性を第一期計画として示したものです。

今後，視覚障害者等及び視覚障害者等を支える医療従事者，施設関係者，関係団体，公立図書館等の実態やニーズを把握し，より具体的な目標や取組等の検討や評価を実施し，必要に応じて施策の見直しを行います。

また，本計画の取組を推進していくためには，県民や市町村，視覚障害者等を支える関係機関等の理解が必要であり，幅広く周知を行うとともに，誰もが等しく読書に親しみ，読書を通じて文字・活字文化のけいたくを享受することができる社会の実現に向けた機運の醸成に取り組んでいきます。

**Ⅴ**

**具体的な指標**

施策の分類，指標，現状（令和４年度），目標（令和９年度）の順に読み上げます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施策の分類 | 指標 | | 現状  （令和４年度） | 目標  （令和９年度） |
| １  　利用体制の　整備 | 鹿児島県立図書館のアクセシブルな書籍等 | 所蔵数 | 現状  3,536冊 | 目標  5,000冊 |
| 学校図書館及び公立図書館（しつ）における読書バリアフリーコーナーの設置等 | 設置校  設置館（しつ） | 現状  統計なし | 目標  100％ |
| 鹿児島県視聴覚障害者情報センターのアクセシブルな書籍等（タイトル数） | 所蔵数 | 現状  25,322 | 目標  28,000 |
| 年間  貸出冊数 | 現状  24,597冊 | 目標  25,000冊 |
| 鹿児島県視聴覚障害者情報センターの利用登録者数 | | 現状  831人 | 目標  850人 |
| ２  　提供体制の　強化 | サピエ会員（個人会員）の登録者数 | | 現状  288人 | 目標  増加を目指す |
| ３  　製作支援 | サピエ図書館への年間ダウンロード数（タイトル数） | | 現状73,757 | 目標75,000 |
| 点字・録音図書の製作数（タイトル数） | | 現状  594 | 目標  600 |
| ４  　情報支援 | 鹿児島県立図書館のアクセシブルな書籍等を利用するための端末機器 | 所有数 | 現状  ３台 | 目標  必要に応じて増加していく |
| ５  　人材育成 | 鹿児島県視聴覚障害者情報センターの点やく・音やくボランティアの数 | | 現状  169人 | 目標  180人 |
| 図書館職員等への読書バリアフリー研修会の年間受講者数 | | 現状  統計なし | 目標  50人 |
| ６  　総合 | 読書バリアフリー推進計画の策定市町村数 | | 現状  統計なし | 目標  20 |

**Ⅵ**

**用語集**

　　用語，説明の順で読み上げます。

|  |  |
| --- | --- |
| 用語 | 説明 |
| 視覚障害者等 | 視覚障害，発達障害，肢体不自由その他の障害により，  書籍（雑誌，新聞その他の刊行ぶつを含む。）について，  視覚による表現の認識が困難な者。  （読書バリアフリー法第２条第１項）  具体的には，視覚障害者，どくじに困難がある発達障害者，  寝たきりやじょうしに障害がある等の理由により，書籍を持つことやページをめくることが難しい，あるいは眼球使用が困難である身体障害者等。 |
| アクセシブルな書籍 | 視覚障害者等が利用しやすい書籍。  （読書バリアフリー法第２条第２項）  例えば，点字図書，拡大図書，音やく図書，触る絵本，  ＬＬブック，布の絵本等がある。 |
| アクセシブルな  電子書籍等 | 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等。  （読書バリアフリー法第２条第３項）  例えば，音声読み上げ対応の電子書籍，デイジー図書，オーディオブック，テキストデータ等がある。 |
| 点字図書 | 点字によりつくられた図書。 |
| 拡大図書 | 視力が低下した人や，高齢者などにも読みやすいように，文字の大きさや行間等を調整し，大きな活字で組みなおした「大活字本」や，既存の本を読みやすい大きな文字に書き直して作られた「拡大写本」のこと。 |
| 音やく図書 （録音図書） | 聴いて読書できるように朗読し，その声を収録したもの。  再生機器を利用する。 |
| 触る絵本 | 触ることによって読むことができる絵本。すでに出版されている絵本の変形ばんで，文字のところには点字を，挿絵の部分は樹脂インクで凸状にしたり，布や毛糸などを貼り付けたりして立体的に分かる工夫がされている。 |
| ＬＬブック | 読むことに困難を伴いがちな青年や成人を対象に，生活年齢にあった内容を，わかりやすく読みやすい形で提供すべく書かれた本。 |
| 布の絵本 | 本全体が布で作られた絵本。絵の部分に切り抜いたフェルトを縫い付けたり，マジックテープやスナップ，ボタン，ファスナー，ひもで止めはずしができるようにしたり，文の部分を手書きしたり，絵本と遊具の性質を兼ね備えた絵本 |
| デイジー図書 | 「DAISY」とは，「Digital Accessible Information System」の略で，「アクセシブルな情報システム」を指す。特徴としては，  ①  目次から読みたい章や節，任意のページに飛ぶことができる，  ②  最新の圧縮技術で一枚のCDに50時間以上も収録が可能である，  ③  音声にテキストや画像を同期させることができる，等がある。 |
| マルチメディアデイジー | 本文のテキストに音声データと見出し等の文書構造や画像を付加したもの。章や節，任意のページに飛ぶことができる機能を付加しているほか，音声を同期させることで，読み誤りなく作成できる。 |
| オーディオブック | 書籍等の文章を読み上げ又は口演し，必要に応じて効果音及びＢＧＭ等を付与することにより，利用者が耳で聴くことを通じて情報を得られる形式の電子音声コンテンツ。 |
| 拡大読書器 | カメラで撮影した文字や画像を拡大して表示することにより，読書を支援する機器。 |
| サピエ図書館 | 視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字データ，デイジーデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し，全国視覚障害者情報提供施設協会が運営をおこなっている。正式名称は，「視覚障害者情報総合ネットワーク」。 |
| インクルーシブ教育システム | 人間の多様性の尊重等の強化，障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ，自由な社会に効果的に参加する事を可能とするとの目的の下，障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。 |
| 障害者サービス | 図書館利用に障害のある者に対して，点字資料，大活字本，録音資料，手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供，手話・筆談等によるコミュニケーションの確保，図書館利用の際の介助，対面朗読の実施など，来館・移動のための支援や，物理的環境への配慮，意思疎通への配慮を行う等，障壁となるものを取り除いて図書館を使えるようにすること。 |
| ピアサポート | 同じ課題や境遇を持つ人が互いに支え合い，助け合うこと。 |
| ピクトグラム | 絵文字や絵を使った図表を用いて情報や案内等を示す記号。 |
| ＵＤ（ユニバーサルデザイン） | 年齢や障害の有無にかかわらず，すべての人が使いやすいように工夫された用具・建造ぶつなどのデザイン。 |
| 特定書籍・特定電子書籍等 | 著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等。 |